

日本のひなた宮崎国スポ
小林市競技別リハーサル大会旅費等支給規程

(目的)

第1条

この規程は、小林市で開催する日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会の大会運営従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条

大会運営従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合等については、この限りではない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) その他、旅費等の支給に対して、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会会長が認めたもの

(支給基準)

第3条

支給する旅費等の支給基準は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(支給事務)

第4条

旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

(その他)

第5条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1 (第3条関係)

区分	支給基準			
	支給区分	支給額	説明	
競技役員	交通費	市内	支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
		市外	実費相当額	・居住地市区町村役場最寄駅から実行委員会の指定下車駅までの往復運賃、または実行委員会の指定バス停までの往復運賃とする。
		県外		
	諸費		上限額の範囲内	・1人1日当たり上限2,000円を支給する。
	宿泊費		定額	・小林市職員等の旅費に関する条例第17条に準ずる。 ・県外役員に限り支給する。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
競技補助員	交通費	市内	支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
		市外	実費相当額	・競技役員に準ずる。
		県外		
	諸費		支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
	宿泊費		支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。

※実行委員会が計画輸送を行う場合、計画輸送を行う区間の交通費は支給しない。